

◎医師の働き方改革に係る特例水準の指定手続きについて

1 関係法令の規定

- 令和6年4月以降、超過勤務が年960時間を超える場合は、特例水準（B、連携B、C）として府の指定を受ける必要がある。
- 府は指定をするにあたり、医療審議会の意見を聞かなければならないとされている。（新医療法第113条第5項）
⇒実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定。（医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ抜粋）

★京都府は、医療審議会の部会として「医師等働き方改革検討部会」を設置し実質的な審議を行うこととしており、2月5日（月）に開催予定

⇒36協定の再締結に要する時間を考慮（※）し、同部会の審議結果をもって特例水準の医療機関を指定。医療審議会へは指定結果の報告とする。

※特例水準の指定を受け、各医療機関は労使協議のうえ、超過勤務が年960時間を超える36協定を締結し直し、労基署に届け出た上で審査を受ける。その際府の指定がないと、36協定は労基署に受理されない。

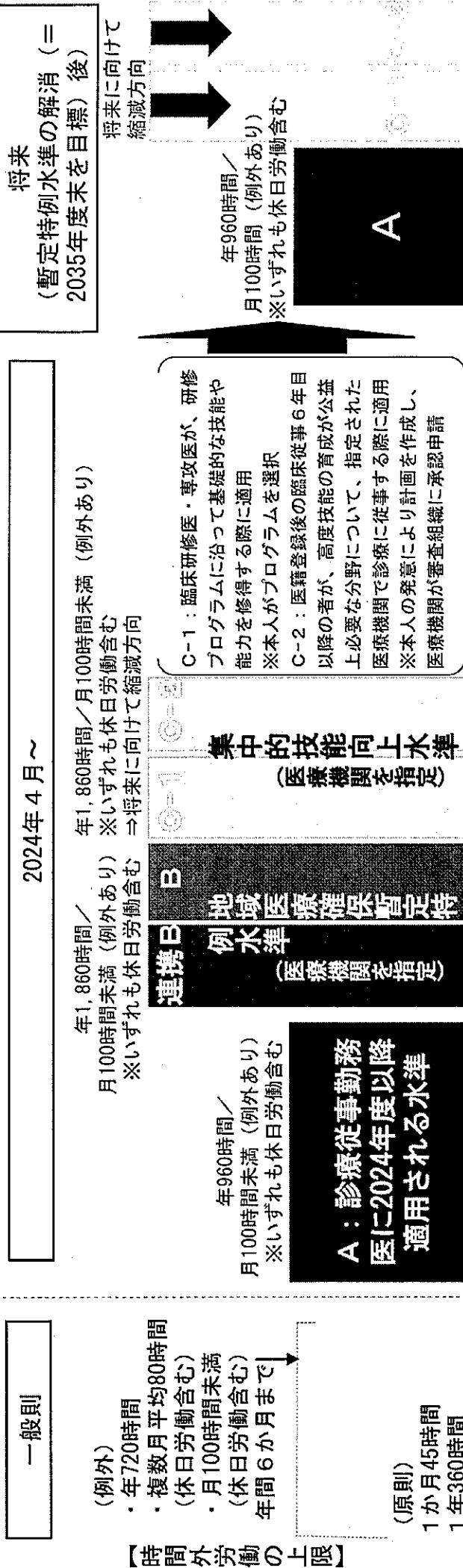
2 特例水準の指定希望医療機関について

特例水準	医療機関名
B水準	府立医大、第二日赤、京都市立、第一日赤、桂、シミズ、済生会、宇治徳、岡本記念、中部総合、福知山
連携B水準	府立医大、京大病院、福知山、北部C
C-1水準	桂、宇治徳、岡本記念、福知山
C-2水準	府立医大

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年1月31日
特例水準指定申請の受付締切
- 令和6年2月5日
医師等働き方改革検討部会の開催、実質的な審議を実施
- 令和6年2月末
検討部会の審議結果を踏まえ、特例水準の指定を各医療機関あて通知
- 令和6年3月
医療審議会において、部会での審議結果と特例水準の指定結果を報告
- 令和6年4月
京都府ホームページで指定結果の公表

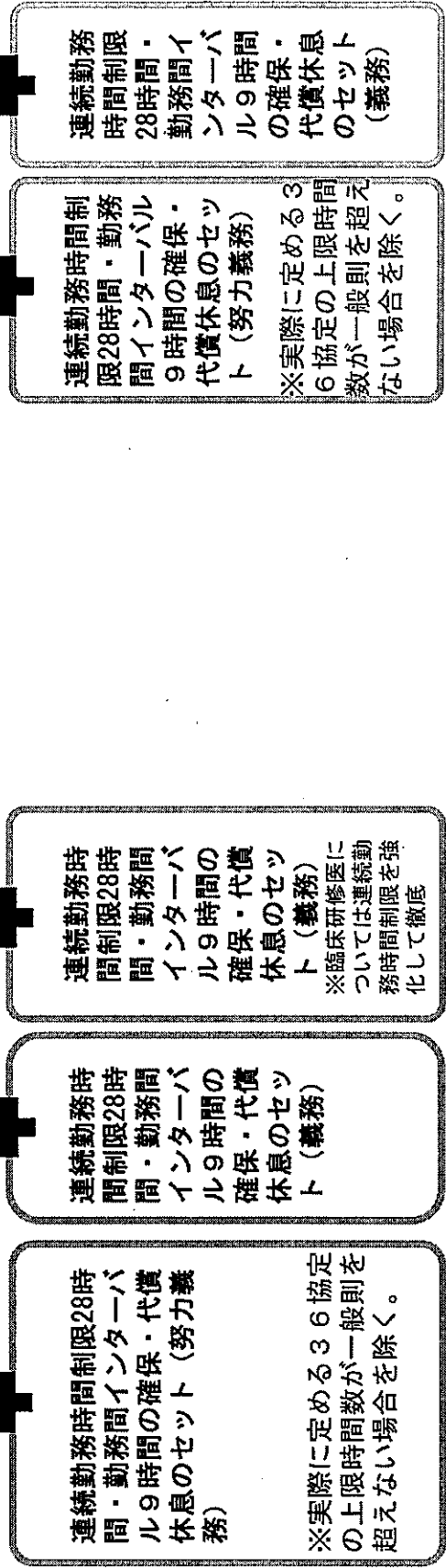
医師の時間外労働規制について



※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

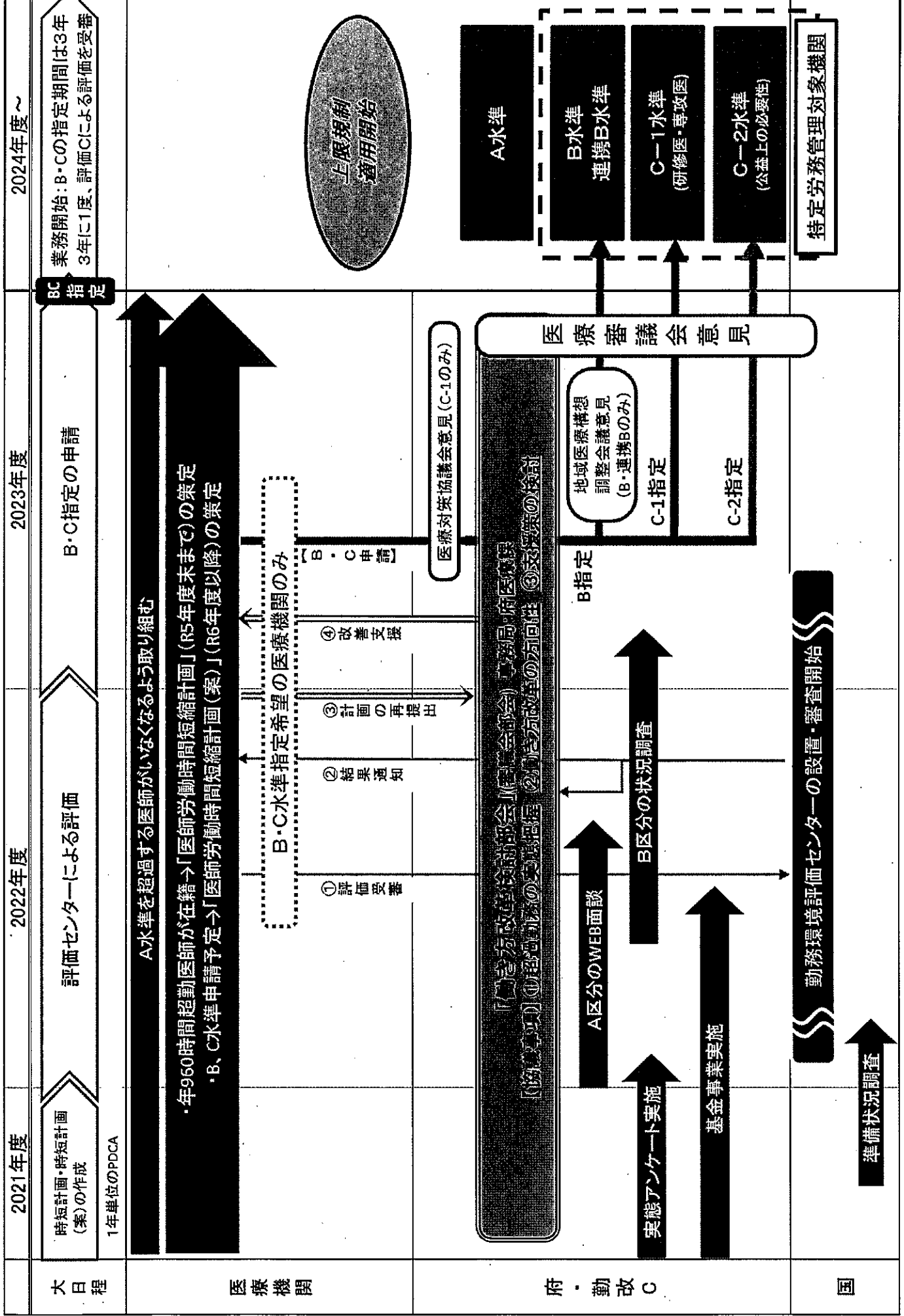
月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置



【追加的健康確保措置】

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

【働き方改革全体スケジュール】



※評価受審はB、C水準の申請を希望する医療機関のみ